

外形標準課税関係参考資料

資 料 目 次

法人事業税の改革の趣旨	1
法人事業税の性格等	2
法人事業税の改革の背景	3
付加価値額の中立性	4
約 1 3 1 万社が簡易外形税額を選択可能	5
外形標準課税の段階的な導入	6
平均的な法人の事業税負担のイメージ（総務省案）	7

法人事業税の改革(外形標準課税の導入)の趣旨

①事業規模に応じて薄く広く公平に

……………【税負担の公平性の確保】

②受益に応じた負担を求める税に

……………【応益課税としての税の性格の明確化】

③安定的な行政サービスの提供のために

……………【地方分権を支える基幹税の安定化】

④努力した企業が報われる税制に

……………【経済の活性化、経済構造改革の促進】

法人事業税の性格等

【税の性格】

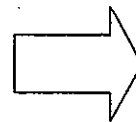
法人がその事業活動を行うに当たって受けている都道府県の各種の行政サービスの経費負担を求めるもの（応益課税）

このような税の性格により、法人税の所得の算定上「損金」として取り扱われている。経営のための当然のコスト

【課税標準】

より適当

所得基準による課税



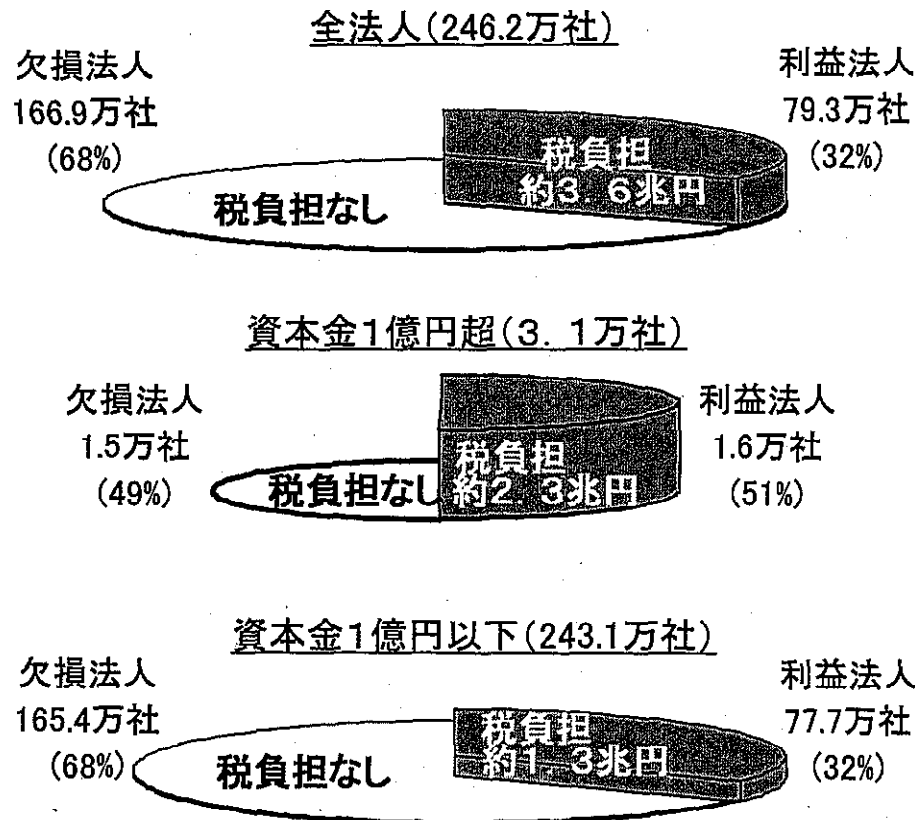
事業活動の規模に応じた課税

（外形標準課税）

法人事業税の改革の背景

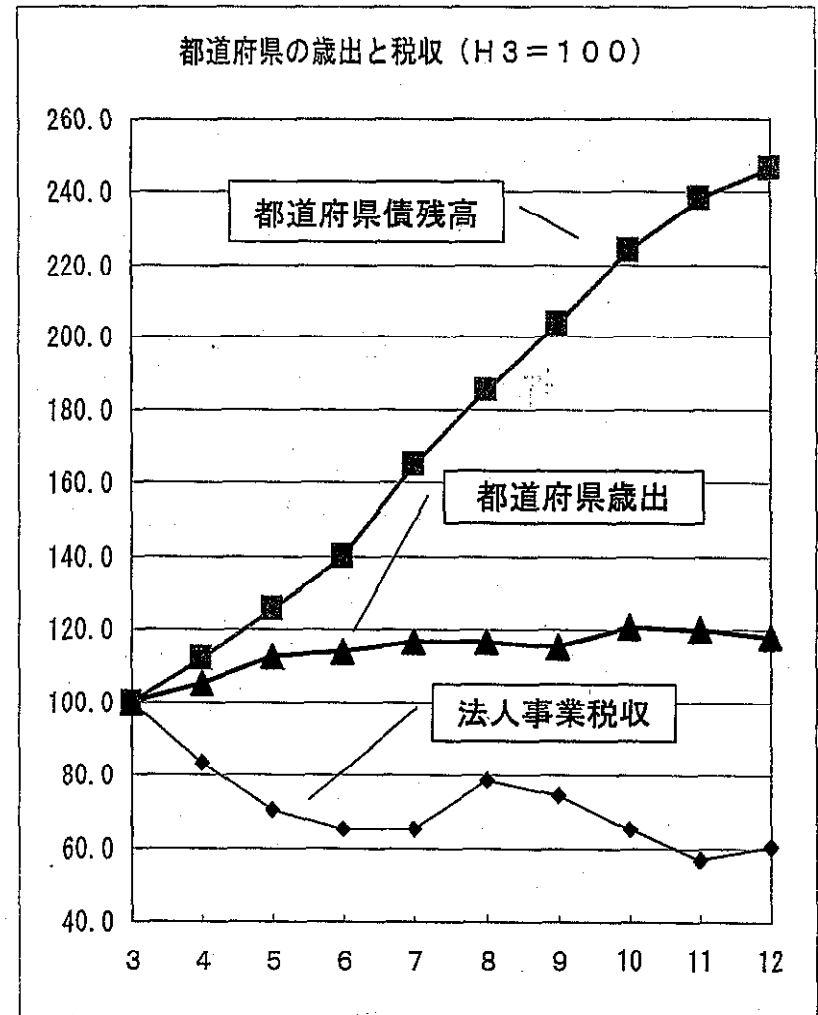
○ 約7割の法人は、行政サービスを受けながら、法人事業税を負担していません。

○ 法人事業税収の減少とともに、都道府県財政も厳しい状況になっています。



(平成12年度所得課税法人分)

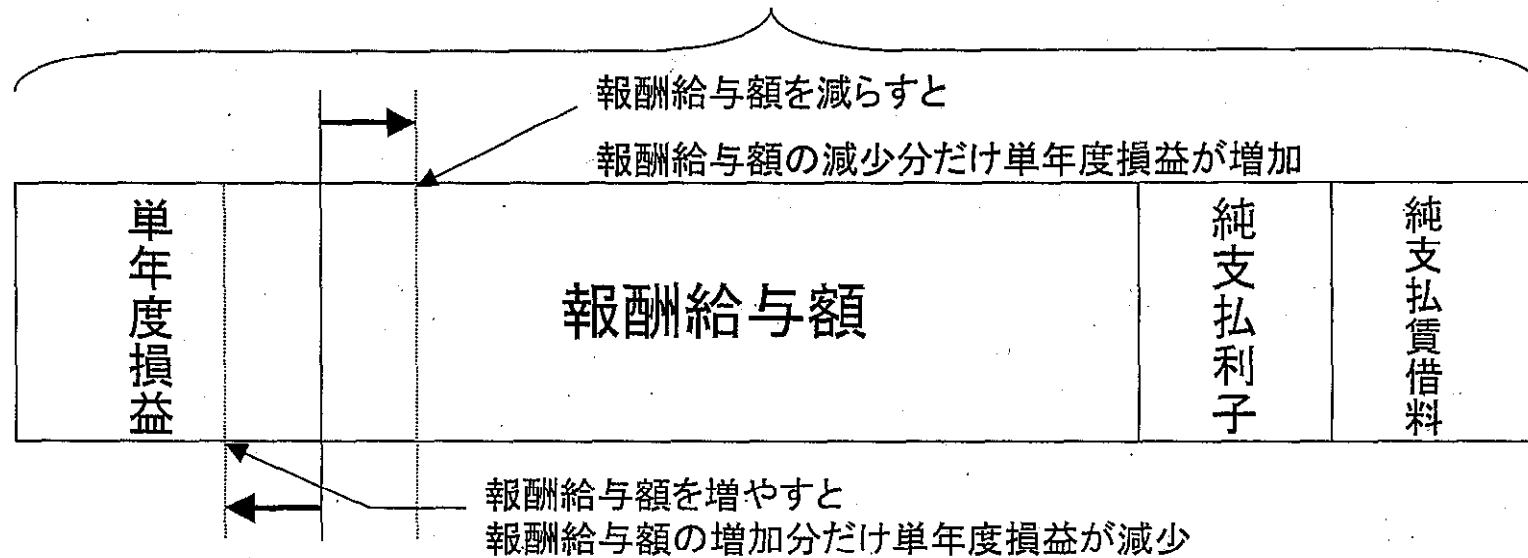
※ 法人数には、特別法人等は含まない。



(参考) 平成3年度の法人事業税収を100とした場合、平成12年度は60.5。

付加価値額の中立性

付加価値額



付加価値額は、各
生産要素の選択に
関して中立的

**報酬給与額を減らしても、税額は
減らない。（賃金課税ではない）**

赤字法人の場合は、付加価値額＝（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）－単年度損失 となるため、
赤字法人であっても同じ効果。（賃金課税ではない）

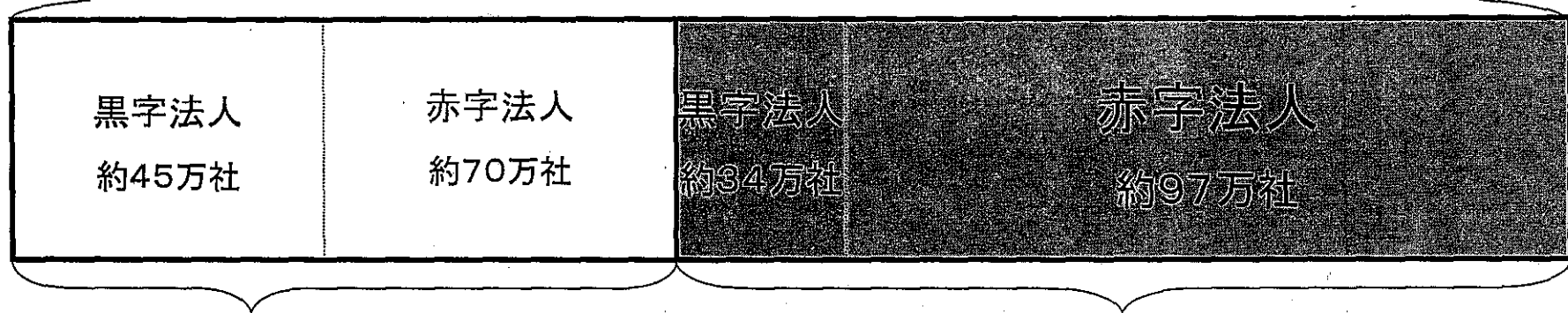
事業活動価値の場合には利潤と給与総額は代替的關係にあるので雇用への大きな影響はないであろう

～ 日本税理士会連合会「法人事業税の外形標準課税導入に関する意見書」（平成12年7月）より

約131万社が簡易外形税額を選択可能

- 資本金1千万円未満の法人については、付加価値割額及び資本割額の合計額に代えて、定額年4.8万円を選択可能
(付加価値額等を計算しなくても、簡易外形税額(年4.8万円)の選択が可能)
- 全法人の53%(約131万社)は、本制度を選択できるので、報酬給与額とは無関係

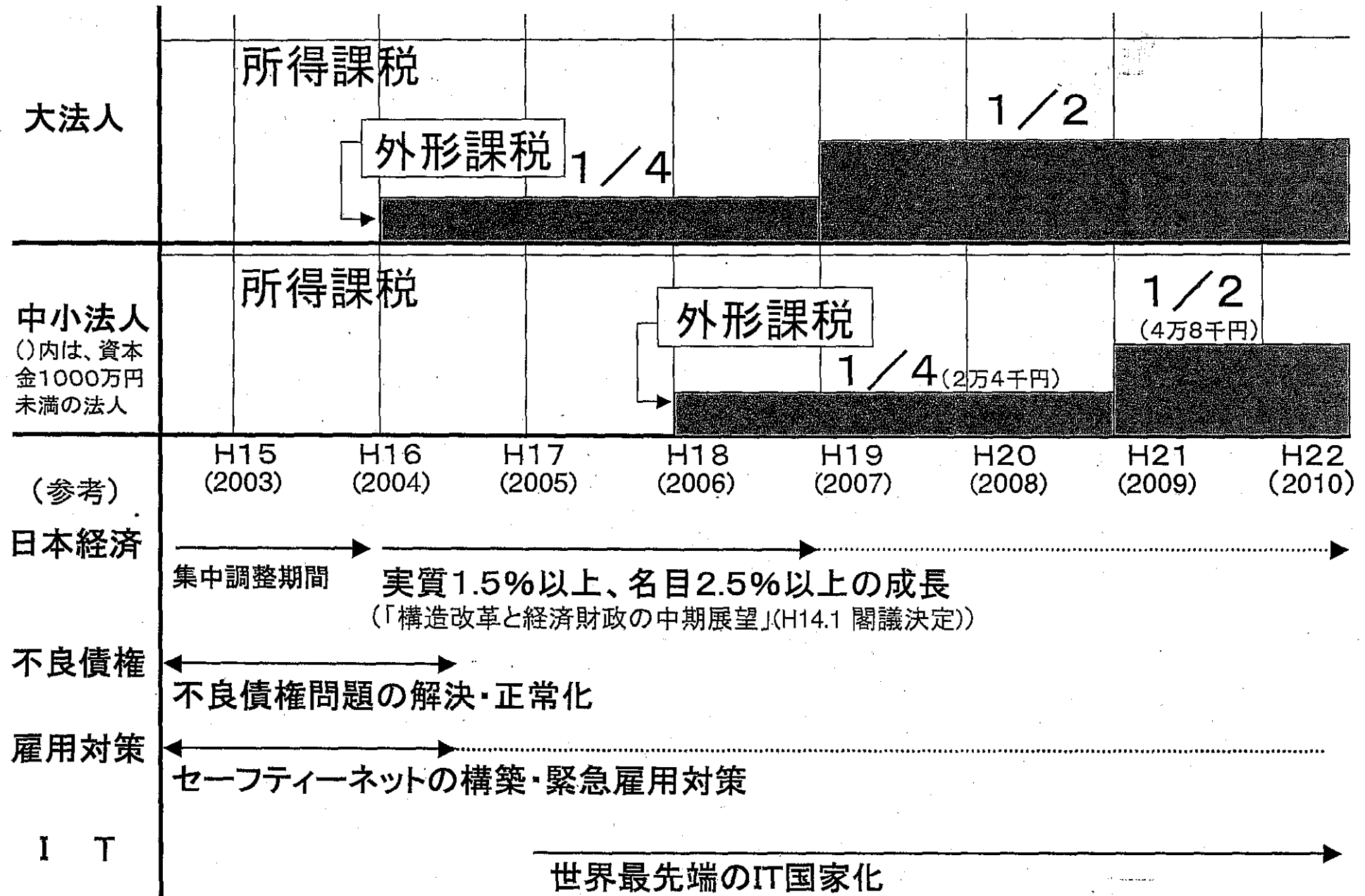
課税対象法人 約246万社



資本金1千万円以上の法人
約115万社

資本金1千万円未満の法人 **約131万社**
(約53%)

外形標準課税の段階的な導入



平均的な法人の事業税負担のイメージ（総務省案）

資本金区分	資本等の金額	売上高	従業者数	欠損法人の税負担変動	利益法人の税負担変動
1 千万円未満	約360万円	約8,400万円	約7人	ゼロ ⇒ 最大 <u>4.8万円</u> (約0.06%)	約30万円 ⇒ 約20万円
1 千万円以上 5 千万円未満	約1,450万円	約4億円	約18人	ゼロ ⇒ <u>37万円</u> 程度 (約0.09%)	約170万円 ⇒ 約130万円
5 千万円以上 1 億円未満	約7,250万円	約25億円	約81人	ゼロ ⇒ <u>177万円</u> 程度 (約0.07%)	約980万円 ⇒ 約700万円 +
1 億円以上 1 0 億円未満	約3.1億円	約80億円	約191人	ゼロ ⇒ <u>550万円</u> 程度 (約0.07%)	約3,000万円 ⇒ 約2,550万円
1 0 億円以上	約180億円	約940億円	約1,340人	ゼロ ⇒ <u>1億円</u> 程度 (約0.1%)	約4億円 ⇒ 約3億600万円

※1 資本等の金額、売上高等は「法人企業統計年報(平成11年度)」(大蔵省)等から平均値を推計

※2 ()内の数値は売上高に対する欠損法人の税負担割合